

豊橋市健幸なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、健幸なまちづくりに関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、市民の健康づくりのための基本となる事項を定めることにより、市、市民、地域団体、事業者及び保健医療等関係者が相互に連携して、健幸なまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民が生涯にわたり健やかで幸せに暮らすことができる社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健幸 市民が生きがいや希望を持ちながら、健康で安心して暮らすことのできる状態をいう。
- (2) 市民 市内に居住、通勤又は通学をしている者をいう。
- (3) 地域団体 市内で活動を行う営利を目的としない団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等に係る業務を行う者及びこれらの者で組織する団体をいう。

(基本理念)

第3条 健幸なまちづくりは、市民の誰もが住んでいるだけで、生きがいや希望を持ちながら、健康で安心して暮らすことができるまちを実現するため、市、市民、地域団体、事業者及び保健医療等関係者が相互に連携を図りつつ、市民の主体的な意思による健康づくりを推進することを基本として行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、健康づくりの推進に関する施策を実施するものとする。

- 2 市は、前項の規定による施策の実施に当たっては、国及び県との連携を図るとともに、市民、地域団体、事業者及び保健医療等関係者に協力を求めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、健康づくりに関し、知識及び理解を深め、その活動に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(地域団体の責務)

第6条 地域団体は、その活動に当たっては、健康づくりに配慮するとともに、市民が健康づくりに取り組みやすい環境の整備に努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その使用する労働者が健康づくりに取り組むことができる環境の整備に努めるものとする。

(保健医療等関係者の責務)

第8条 保健医療等関係者は、保健指導、健康診断、予防接種等の保健医療に関する正しい情報を提供し、市民が保健医療に係るサービスを適切に受けられるよう配慮するとともに、市が健康づくりの推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(基本施策)

第9条 市、地域団体、事業者及び保健医療等関係者は、相互に連携を図りつつ、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 市民一人一人の健康に関する意識を高め、市民の主体的な行動を促すための取組みに関すること。
- (2) 市民が健康について必要とする情報の提供に関すること。
- (3) 市民の健康づくりに関するサービスの提供及び基盤整備に関すること。
- (4) 健幸なまちづくりについての理解を深めるための普及啓発に関すること。
- (5) 健康に関する教育の推進及び人材の育成に関すること。
- (6) 生涯を通じた学習、スポーツ活動及び文化活動の機会の確保その他必要な支援に関すること。

(計画の策定)

第10条 市は、健幸なまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市民の健康づくりの推進に関する計画を定めるものとする。

(健幸なまちづくり協議会)

第11条 市、地域団体、事業者及び保健医療等関係者が相互に連携を図りつつ、健幸なまちづくりを円滑に推進するため、及び地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定に基づく運営協議会として、豊橋市健幸なまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

3 委員は、健幸なまちづくり又は地域保健に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。